⑼　一般競争参加資格を有していない者の参加上記２⑶に掲げる一般競争参加資格を有していない者も上記３⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑽　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : SAKURAI Katsutoshi, President, Kochi University

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction of machinery and equipment for the new wards of Kochi University Hospital

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 12 January, 2023

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 2 : 00 P.M. 08 March, 2023 (tenders brought along : 2 : 00 P.M. 08 March, 2023 or tenders submitted by mail : 2 : 00 P.M. 08 March, 2023)

⑹　Contact point for tender documentation : Facilities Planning Division, Kochi University, 2―5―1 Akebono-cho Kochi-shi 780―8520 Japan, TEL 088―844―8136

資　格

競争参加者の資格に関する公示

令和５・６年度において独立行政法人国立印刷局における競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和４年12月15日

独立行政法人国立印刷局
理事長　大津　俊哉

◎調達機関番号　562　◎所在地番号　13

1　契約の種類及び業種の区分

競争参加資格を得ようとする者の契約の種類及び調達されるサービスの業種の区分は次のとおりとする。

（掲載の順序　契約の種類：業種の区分）

⑴　建設工事（総合建設工事）　１土木一式工事　２建築一式工事

⑵　建設工事（総合建設工事以外の工事）　１大工工事　２左官工事　３とび・土工・コンクリート工事　４石工事　５屋根工事　６電気工事　７管工事　８タイル・れんが・ブロック工事　９鋼構造物工事　10鉄筋工事　11舗装工事　12しゅんせつ工事　13板金工事　14ガラス工事　15塗装工事　16防水工事　17内装仕上工事　18機械器具設置工事　19熱絶縁工事　20電気通信工事　21造園工事　22さく井工事　23建具工事　24水道施設工事　25消防施設工事　26清掃施設工事　27解体工事　28その他

⑶　測量・建設コンサルタント等　１測量　２建築士事務所　３建設コンサルタント　４地質調査　５補償コンサルタント　６土地家屋調査　７計量証明　８その他

2　申請の時期

⑴　定期の申請　令和４年12月15日から令和５年１月31日まで（当日消印有効）

⑵　随時の申請時期は、上記期間以降随時に申請を受け付けるが、令和５年４月１日以降の入札に間に合わない場合もあるので、留意すること。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　申請書は国立印刷局所定の「一般競争参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を国立印刷局ホームページ（ＵＲＬ：https://www.npb.go.jp/ja/guide/finance/nyusatu/shikaku.html）にアクセスして取得するものとする。

⑵　申請書の提出方法　国立印刷局で付与する競争参加資格は、国立印刷局の全ての機関に対し有効なものとなるので、次のところへ郵送又は宅配により提出すること。

〒105―8445 東京都港区虎ノ門２―２―５
独立行政法人国立印刷局財務部契約課資格審査受付　電話03―3587―4306、03―3587―4514

⑶　申請の添付書類　申請書に次の資格の種類に応じた書類を添付して提出すること。

なお、公的機関が発行する書類については、申請日から３か月以内のものとする（内容が鮮明であれば写しでも可とする。）。

イ　建設工事

㈠　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれの当該事実を証明する書類）

㈡　工事経歴書

㈢　営業所一覧表

㈣　国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式納税証明書（その３）、納税証明書（その３の２）、納税証明書（その３の３）（以下「納税証明書その３等」という。）又はその写し

㈤　建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体による場合に限る。）

㈥　適格組合証明書の写し（官公需適格組合による場合に限る。）

㈦　企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し（グループ経営事項審査の結果による場合に限る。）

㈧　企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し（持株会社化経営事項審査の結果による場合に限る。）

㈨　合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限る。）

㈩　資格審査結果通知書送付に使用する返信用封筒（郵便切手貼付、送付先記載のこと。）

令和３・４年度において競争参加資格の等級決定を受けている建設業者で、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者のうち、更生手続及び再生手続き（以下「更生手続等」という。）の開始の決定以後に再度の競争参加資格の申請を行う者については、次の㈨～㈫の書類を合わせて添付するものとする。

㈨　更生手続等開始の決定書の写し

㈬　貸借対照表及び損益計算書

㈫　更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

ロ　測量・建設コンサルタント等

㈠　測量等実績調書

㈡　技術者経歴書

㈢　営業所一覧表

㈣　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

㈤　登録証明書等又はその写し（各種登録規程等法令に基づき登録等を受けていることを証明する書類）

㈥　納税証明書その３等又はその写し

㈦　財務諸表類（直前１年度分）

㈧　資格審査結果通知書送付に使用する返信用封筒（定型郵便物仕様で郵便切手貼付、送付先記載のこと。）

［注］

申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって㈣及び㈤に掲げる書類並びに㈡及び㈦に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。

イ　測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）第55条の５第１項の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。）

測量法第55条の８に規定する書類の写し

ロ　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

ハ　地質調査登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し